

4月24日（月）子供の権利

みな けんりじょうやく
皆さんは、「子どもの権利条約」

というのを聞いたことがあります
か。日本でも30年近く前から取

り組んでいる約束です。どんな
約束かという、「すべての子供を

大切に守ります」という約束です。

すべての子供の権利をしっかりと守るように、大人の人が考
えているのです。権利とは、誰にもじゃまされずにしてよい
こと（しなくてよいこと）です。その権利を4つ、しっかりと
守っていきましょうということです。

① 「生きる権利」（人間らしく生きる、生活をする）

② 「守られる権利」（危険な目にあわない）

③ 「育つ権利」（教育を受けて自分らしく育つ）

④ 「参加する権利」（活動に参加、自分の意見を自由に言う）

もちろん子供だってこの権利をじゃましてはいけません。

この権利が守られていないと感じた時には、必ず大人の人
に相談して下さい。市役所（2964-1111）の「こども支援課」
に電話して相談することもできます。

村越 新

子どもの権利条約 4つの柱

1 生きる権利



3 守られる権利

2 育つ権利



4 参加する権利



©日本ユニセフ協会 イラスト：Hiromi Ushijima